

みどり  
水土里ネット牧之原

# 牧之原 だより

第 33 号

平成19年7月1日

発行

牧之原畑地総合整備土地改良区

〒427-0047

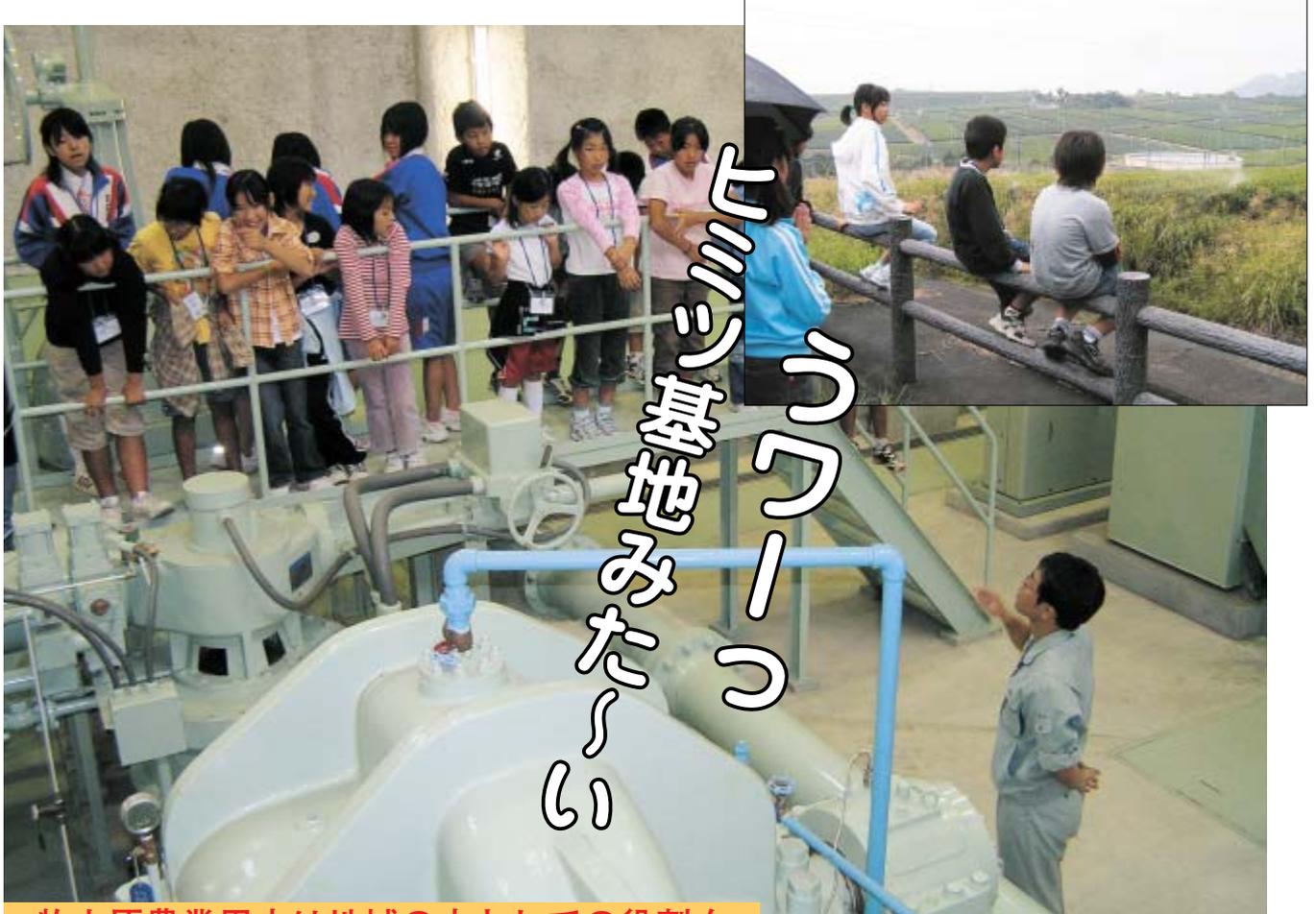
島田市中溝町1726-4

☎ (0547) 36-0984(代)

FAX (0547) 36-0830

H P http://midorinet-

makinohara.com



### 牧之原農業用水は地域の水としての役割も

自分達の住んでいる地域を学ぼうと、牧之原管内の小学4年生から6年生の児童60人が、牧之原揚水機場を訪れました。

児童達は、担当職員の案内で大型のポンプ設備や用水を送るコントロールタワーの役目をもつ中央操作室などの施設設備を見学、児童の1人が、突然「うワーっ！ヒミツ基地みた〜い！」との一言には場内爆笑の渦に。

児童達は、職員から「なぜ牧之原台地には川がないのか」また、「大井川の水はどのようにして送られ、何のために使われるのか」などの説明に耳を傾け、そしてこの水は、牧之原の茶栽培にとって重要な農業用水であると同時に、地域に住む多くの人達が安心して暮らせるための防災や防火にも使われる「地域の水」としての大きな役割も担っているなど、大井川の有効利用と水の大切さについての勉強をしました。

### 目 次

子供たちが見た牧之原農業用水施設	1
理事長挨拶、県営所長挨拶	2
通常総代会報告	3
平成17年度決算、平成19年度予算	3
平成19年度県営事業について	4
管理体制事業について	5
畑かん施設利用方法の紹介	6
優良表彰組合の紹介	6
施設管理保険の紹介	7
牧之原農業施設の紹介～牧之原揚水機場～	7
農地転用、繰上償還等について	8

# ごあいさつ

牧之原畑地総合整備  
土地改良区



理事長  
**和田 秀雄**

## 地域用水としての

### 役割と使命を

#### 異常気象の傾向が顕著に

組合員の皆様、関係の皆様には日頃、牧之原畑総事業の推進につきまして、格別なご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成十八年度を顧みますと、まさに地球規模で発生しております「異常気象」の傾向が一層顕著となった年でもありました。

昨年夏場前半の長雨、後半の高温気象、そしてこの冬、日本列島は平年より一・五度程高い暖冬に包まれました。

このような状況の中で迎えた待望の今年の一番茶は、総じて厳しい結果となったと承知を致しております、今後この打開策として、需要拡大や生産コストの低減など、有効な手だてを講じなければと痛感しているところであります。

#### 一大歴史的な過渡期に

さて、当牧之原地域はご案内のように、平成二十一年の静岡空港開港を目前に控え、国内外を問わず人の出入りや、また、様々な産業の進出、交流と農業農村のみならず地域住民生活までに関わる一大歴史的な過渡期にさしかかってきております。

牧之原農業用水も、農業生産性の向上を目指すことは無論のこと今や、地域の防火・防災用水としての、いわゆる地域用水としての役割と使命を担い、地域の発展のために寄与するものとしても注目されております。

百四十年前、この牧之原への開墾を勧めたあの勝海舟もここまでの発展は予想だにできなかったことであろうかと思うと感慨無量の感を致します。

#### 県営事業計画変更と予算

次に、県が十六年度から進めていきます県営事業の計画変更についてですが、改良区と致しましては、必要な事務作業に全面協力をしております。

ことに、関係組合員の方々への地元説明会につきましては、地元役員・総代の皆様方には、昼夜を分かたず、ご尽力を賜っております。お陰をもちまして、これまでの

浜岡、御前崎、小笠、島田、掛川、金谷の各地区とも、説明会・同意取得等、極めて順調に処理が進められておりますこと、厚くお礼申し上げます。

なお十九年度は、残る榛原、相良、菊川地区が予定されています。また、十九年度県営事業の予算につきましては、県には計画変更を考慮した「牧之原地区」の実態に即した予算配分をして頂きました。

今後、計画変更にも事業執行にも、引き続き関係の皆様方のご理解と、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

#### 静岡県牧の原

農業用水建設事務所



所長  
**萩野 博己**

#### 安くて早くできる

#### 基盤整備を

日頃より牧之原畑総事業の推進にあたり、多大なご支援とご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

事業着手から三十年余が経過しましたが、一部の地区を残し、平成十九年度をもちまして、なんとか初期の目的である「台地への水利の導入」や「農道網の整備」といった一定水準の整備が完成を見る運びとなりました。

#### 安全・安心を基本とした

#### システムの確立を

しかし、現状では、茶畑の形状が不均一であったり、耕作道、枕地がない茶畑がモザイク状に入り組んで、機械化が困難な工区も未だ数多く残されております。このような環境下で茶生産地として生き残るためには、「安全、安心」を基本としたブランドイメージやトレスビリティーシステムの確立が重要であることは勿論ですが、経営規模の拡大や乗用型茶園管理機の導入を推進し、生産性の向上と農作業の省力化を図る必要があります。

これには、既成茶園の区画整理や耕作道、枕地拡幅等の整備が不可欠であり、その手段として①小区画規模工事による工事期間の短縮、②工法選択方式による整備費のコストダウン、③地図情報システム活用による合意形成のスピード化等により、「安くて早くできる」基盤整備を推奨して行きたいと考えております。

※1ブランドイメージとは

ある商品銘柄に対して、社会や消費者が抱く印象。

※2トレスビリティーとは

「栽培履歴」という意味。

生産物が生産(飼育)されてから店頭に出るまでの過程等を追跡できるようにするシステム。

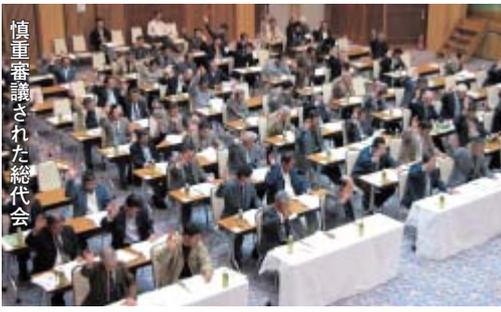
# 平成十八年度 通常総代会報告

## 全議案とも原案どおり可決

平成十八年度通常総代会が、三月二十八日、島田市金谷夢づくり会館において開催されました。

会議は、午前九時三十分伊藤幸雄副理事長の開会の辞に始まり、和田秀雄理事長の挨拶の後、理事長表彰をはじめ、当日ご臨席を頂いたご来賓の方々から祝辞が述べられました。

議事は、議長に御前崎市の戸塚敦彦総代が選出され、承認議案の「十七年度事業報告」ほか十四件、議決議案の「十九年度一般会計予算」ほか九件が上程され全議案いずれも原案どおり可決されました。



また報告事項として、事務局から、県営牧之原掛川・金谷地区の計画変更について、東遠工業用水道につ

いての報告がされました。最後に、紅林啓美副理事長の閉会の辞により、総代会は滞りなく終了しました。

## 理事長表彰

### 三用水組合に

総代会において、組合員が丸となって健全な運営を続けている組合に対して、その功績を称える理事長表彰が行われました。

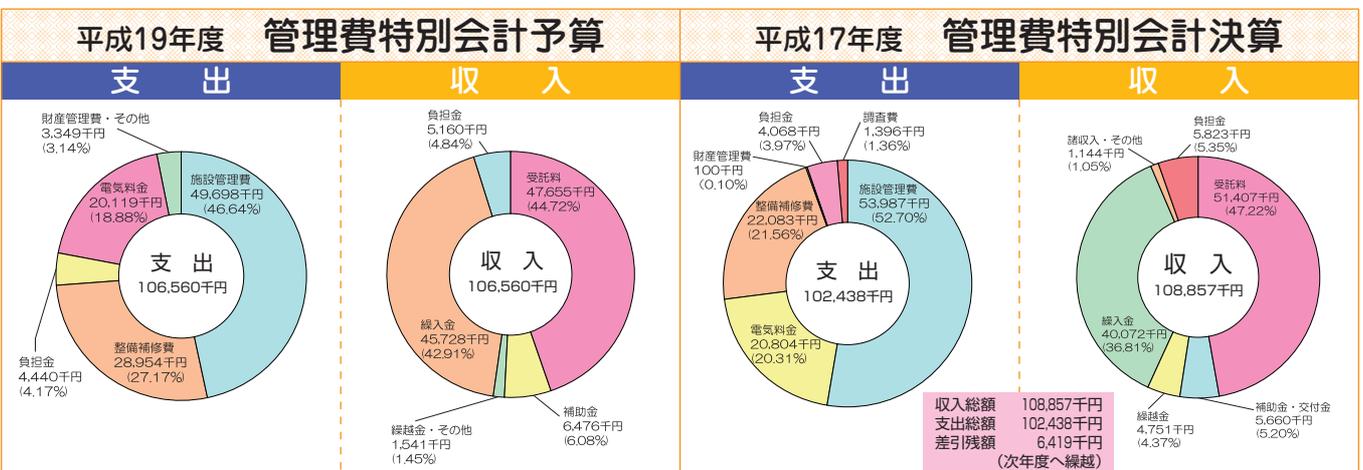
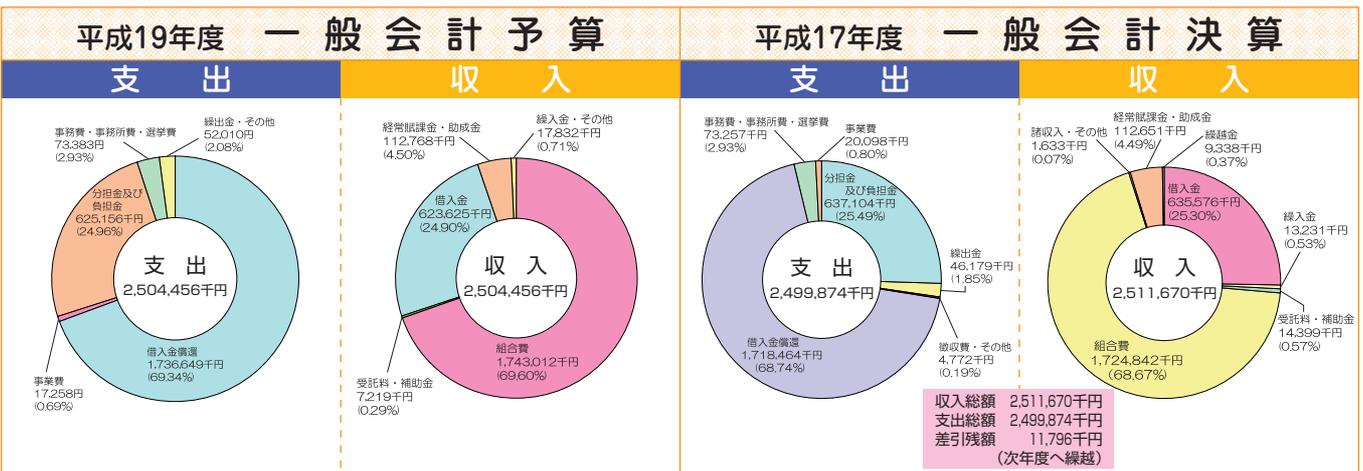
この表彰は、土地改良区表彰規程に基づき、表彰審議会において対象となる個人、及び組合を理事長が総代会において表彰するものです。

今回、表彰された組合は左掲のとおりです。



【写真、右から、左記受賞組合の組合長さん】

組 合 賞
鮎木畑地用水組合 (掛川地区)
大原畑地用水組合 (掛川地区)
西原畑地用水組合 (金谷地区)



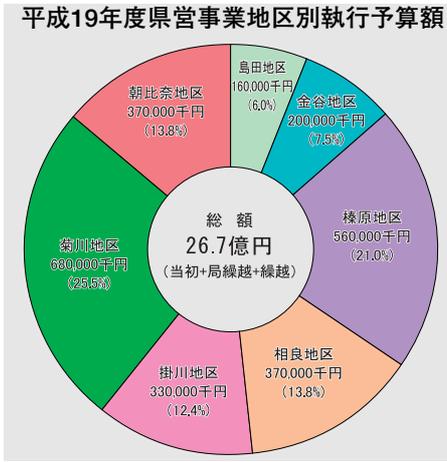
# 平成十九年度 県営事業について

## 現行の畑総事業の 見直しを図っています

昨年度まで、十地区の当事業も本年度は七地区の整備となり、十九年度は掛川、金谷、相良、榛原の四地区が完了予定地区となっております。

三十有余年の長きを経過した事業も時代の流れ、そして農業を取り巻く環境変化、茶耕作に携わる皆様要望の変化等、現在と未来に適合した整備が望まれているのが実情です。

県内各所で大きな問題となっている茶工場の閉鎖、遊休茶園が周辺に与える悪影響など悩みは尽きませんが、今騒がれ始めているメ



タバリックシンドローム対策にも絶大な効果の見込まれる緑茶は日本人にとって重要な心と健康に必要な趣向品であると確信しております。

本年度予算も要求とおり、ほぼ満額に近い割り当てを受けており、この大切な予算を組合員皆様全員が満足されますよう職員一丸となって執行してまいります。

## 基本方針に沿った 事業の見直しを

見直しを図り、事業を完了させる上で事務手続きとして必要となつてまいりますのが、「法手続き」です。

平成十四年度の理事会、十五年の総代会で承認を受けた『事業計画変更の基本方針・変更条件』に沿って地区の事業量、事業費の洗い出しを行い、現状の地元要望事業計画について審査を受けるものです。

## 本年度は相良・榛原地区を

昨年は掛川、金谷地区について関係者の皆様から同意の徴集にご尽力、ご協力を頂き、九十六%以上の比較的高い同意を頂きました。本年度は相良・榛原地区で同様の作業が必要となつてまいります。関係者全員の皆様によりご協

力頂きます様、各所において説明会を開催していく計画を立てております。

このことにつきましては、事前に案内を差し上げますので、是非参加されまして納得の上同意をお願い致します。

前年に比べ、対象となる受益者数も遙かに多く大変な作業となります。地区完了の最終形となりますので、関係者全員でご検討、ご討議頂きまして、事業参加して良かったとの結果を残したく我々も市・改良区との調整を図り有終の美を目指して頑張ります。

## 新たな取組みについて

### 災害時における施設使用協定を

最近の農業農村整備事業をPRします。

最初に、『災害時における施設使用に関する協定書』の締結を進めています。

平成十八年度は、島田市、消防組合と改良区、用水組合との間に協定を結んで頂きました。火災、地震、風水害、その他の災害発生



時には国営、県営農業水利施設を多目的に防火用水や生活雑配水として利用できるものです。今後、他の四市についても早急に協定書の締結をお願いしてきます。

### 農地・水・環境保全向上対策とは

地域ぐるみの効果の高い共同活動や環境重視の営農活動に対して支援する『農地・水・環境保全向上対策』事業です。難しく考えないで下さい。

私の生まれた田舎では子供の頃に数回地域住民が集まって道普請や水路の泥上げ草刈を協力して行っていたものです。もちろん農家だけでは有りませんでした。このような取組みに対して補助支援をしていく内容です。

詳しくは中遠、志太榛原農林事務所又は、牧の原農業用水建設事務所各計画係にご相談下さい。

静岡県牧の原農業用水建設事務所  
技監兼事業課長 高橋正司

**地域と連携をして進める事業**  
 ～国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)～

③ 水利施設がも  
 っている機能  
 を実践をして  
 いくこと。

**この事業の趣旨は…**

牧之原農業用水のような水利施設は、単に農業の生産面のみだけでなく、地域住民の生活面においても活用を図ろう、ということについてはその施設の維持管理や運用について、県や市、そして地域住民の方々にも加わってもらって、地域と土地改良区が連携する新たな施設管理体制を作っていくべきでしょうということです。

**この事業はいつから…**

この事業は、平成十二年度に創設され、五年間実施されてきましたが、平成十七年度に新たに制度も拡充され五年間実施していくというものです。

**この事業の内容は…**

- ① 新たな管理の体制の計画を立てること。
- ② 関係者で話し合う協議会をつくり、自治会や地域活動をする団体との連携を図っていくこと。

**牧之原農業用水は…**

昔から地形的に水利の乏しい牧之原にとって、地域住民の皆さんが、安心して暮らせるための防災用水としての役割も受け持つことを明確にすることになります。

**協定書の締結を…**

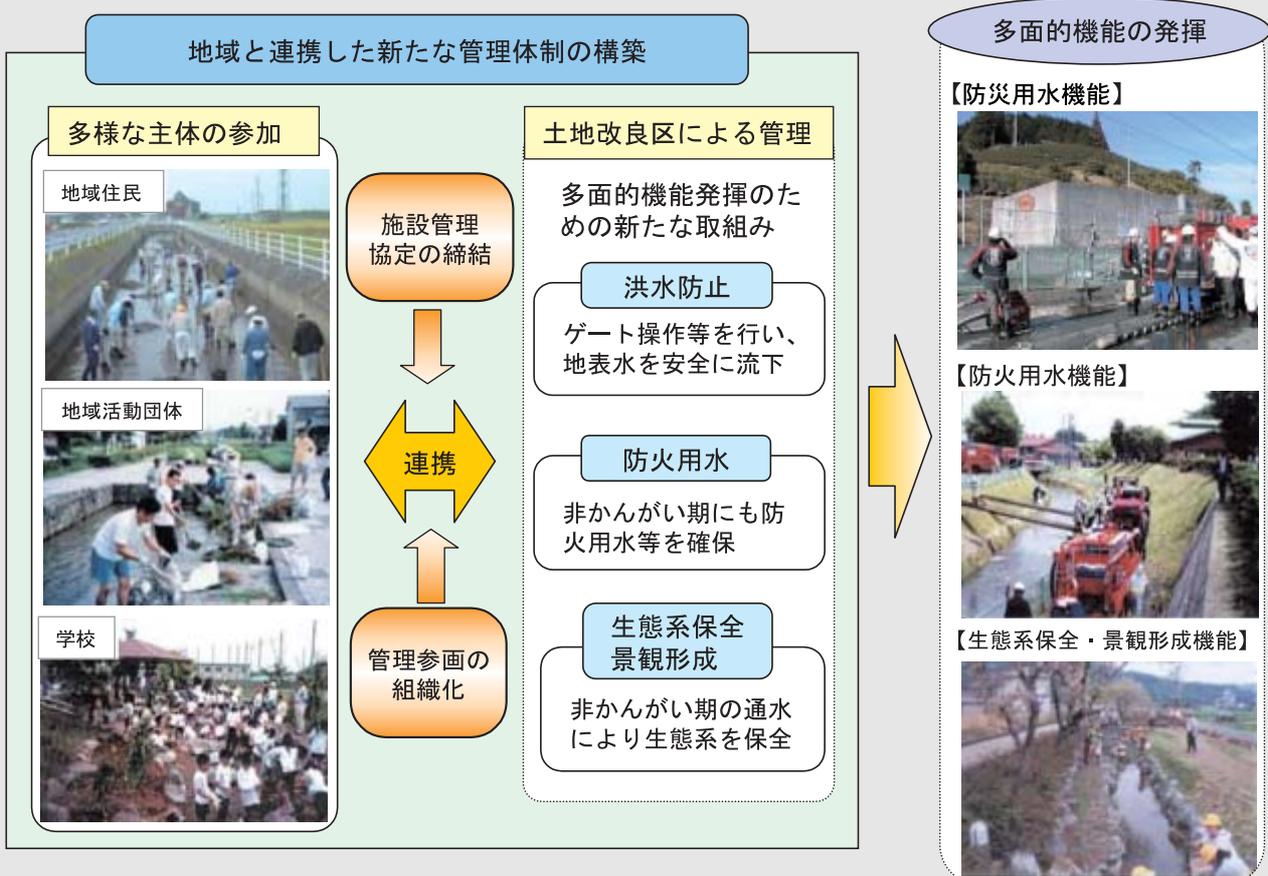
牧之原地区に関係する各市の消防署や地域の消防団と「いざ」という時の場合を想定した水利施設の使用法に関する「協定書」の締結を進めていくこととなります。

**施設を長持ちさせるため…**

この事業を進めていく上で、大事なことのひとつとして、農家でない地域住民の方々も必要となります。

牧之原農業用水は、牧之原地域に住む全ての人々の水利施設として活用をしていくため、施設の点検や保全をみんなでを行い、地域の財産として施設の長持ちをしていくことにあります。

**国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）**



### 畑かん施設 利用方法の紹介

牧之原畑総事業による畑かん施設整備は、最初に貯水槽を造り、水を見て使って頂き、次の要望で給水栓までを整備、さらに次の要望でスプリンクラーまで整備するというように、段階的に行っております。

近年の異常気象により、将来は少雨による茶樹への影響が懸念され、スプリンクラーなどの散水施設が整備された畑は、施設を即座に利用することが出来ませんが、給水栓利用までの畑については、利用頻度が落ちる傾向や施設の利用効率が悪くなっている可能性があります。

そこで土地改良区では、もっと利用頻度を高めて頂く為に、PRやアドバイスを広く行っていくことを考えています。



利用頻度や利用効率をアップさせるには、給水栓からの利用を汲み

▶直接ホースによるかん水



◀点滴チューブによるかん水



▼レインガンによるかん水

置き式から直接散水等に替えていく必要がありますが、畑までの距離があったり・給水栓の数が少なかったりと

問題も多くあること、又水使用量に応じた管理費の負担をして頂くこともあって、そう簡単には進まないと思いますが、実施していかないと今後、組合運営が大変になってくることも考えられますので、各用水組合内での意見集約が大事かと思われれます。

用水組合として、どう対応したらよいか、などご質問等ありましたら、お気軽に土地改良区までご連絡下さい。

### 優良表彰組合の紹介

平成十八年度通常総代会において、三用水組合が理事長表彰を受賞しました。

今回は、その中の金谷地区・西原畑地用水組合の紹介をします。

#### 西原畑地用水組合

(島田市金谷地区)

西原畑地用水組合は、牧之原台地の北部に位置し、金谷十三、十四工区が一つになって出来た用水組合で、平成三年十月二十九日に設立されました。



▶西原畑地用水組合の役員さん  
(前列は歴代の組合長さん)

この組合は、組合長・副組合長・経理部長・管理部長が各一名に、監事二名の六名による役員が、組合員数百三十八名からなる大所帯の組合を引っ張っていらっしゃいます。

受益面積も全体で約四十六ヘクタール内、第一ステージ施設(給水スタンド)約二十六ヘクタール、第二ステージ施設(給水栓)約八ヘクタール、第三ステージ施設(スプリンクラー)約十二ヘクタールが設置され、多様な施設で構成されていますが、各組合員は各施設の特性を生かした有効な水利用に積極的に取り組み、また組合員一丸となった適正な維持管理のもと茶園経営を営んでいます。



◀ポンプ場施設(φ80mmポンプ二台設置)

施設管理保険の紹介

土地改良区では、組合員の皆さんの突発的維持管理経費負担への備えから、保険会社と交渉を行い、平成十一年度から施設管理保険を創設し、用水組合及び水利用区向けに図のような六種類の保険を創設しました。

① 農業用排水路等の賠償責任保険  
土地改良施設の瑕疵による第三者への損害賠償金、及び裁判費用

② 施設総合保険  
建物と建物内施設の火災、水災、落雷、爆発、破裂、盗難、等による事故の損害費用  
通院・入院費ほか

③ 動産物総合保険  
建物外にある施設の火災、落雷、爆発、破裂、盗難、いたずら、操作ミス等の損害費用 (注: 凍結は対象外)  
管水路  
復旧費ほか

④ 囲障施設保険

⑤ 水中ポンプ保険 (オプション)  
給水スタンド用  
水中ポンプ設備  
電機機器等の損害に備えての保険です。

⑥ 管理作業中の傷害保険  
管理業務作業従事者の傷害等費用 (管理作業全数、現物返却、職課金徴収)

申込方法は、毎年三月初旬に関係資料を組合長さん宛へ郵送連絡し、加入希望の組合には三月下旬までに申込書と掛金を土地改良区に振り込んで頂くこととしております。



牧之原揚水機場

牧之原用水施設の紹介  
シリーズ第1弾  
～牧之原揚水機場～



揚水機場はスーパーマン!?

今回から始まる牧之原用水施設の紹介シリーズ。第1弾は『牧之原揚水機場』です。

大井川の水を牧之原の台地に運ぶ用水施設の中で、一番の心臓部にあたる場所が、この牧之原揚水機場 (所在地: 高田市大代) です。ここには、大井川から取り入れた水を貯める吸水槽という水槽や、その水を牧之原台地の高台まで押し上げるための揚水ポンプがあり、その力はなんと一気に170mも水を押し上げてしまう力持ちです。

また、揚水機場内には中央管理室という色々な機械を扱う操作室があり、水源の長島ダムから流れてきた水を川口取水工 (取水施設) から取り入れるゲートの操作を行ったり、揚水ポンプの運転・停止の指示を出したりしています。さらに牧之原全体で使われている農業用水の監視や配水も行えるようになっており、今、どこの地区で水を必要としているかを監視操作卓で確認し、各地区にある調整水槽という大きな水槽 (5千トン～1万トン) に遠隔操作によって配水しています。

牧之原揚水機場は、農業用水の取水・揚水・配水を一手に行える、コントロールタワーの役目を持つスーパーマン!?!?なのです。

監視操作卓

牧之原台地上にある大きい水槽 (調整水槽) の水位を確認し、水を必要としている地区への配水をしています。



揚水ポンプ施設

大井川の水を牧之原台地上170mの高さまで一気に押し上げることができます。



農地転用

決済金の単価が変わりました

決済金単価の改正について

農地転用決済は、受益農地の農地以外の用途への転用による受益面積減に伴う、残存受益農地（組合員）の負担増の解消のため、即ち公平な負担を保持するために設けられていますので、転用決済について、是非ご理解、ご協力をお願い致します。

今回の単価改正要因は、県営事業借入金及び国営事業地元負担金の決済金対象額の変更によるもので、改正単価は、各地区とも、旧単価に比べ総体的に下がりました。

この改正単価算出方法は、平成十六年度総代会において議決された算定基準と単価改正の基本方針に基づき改正しており、前年度の理事会の承認を経て、平成十八年度通常総代会で承認され、平成十九年四月一日より適用となっております。

農地を転用する場合は改良区の手続を

牧之原畑総事業の受益地を農地以外に転用する場合には、農振農用地区域の除外認可を受けた上で、土地改良区への農地転用手続

このような場合は改良区の手続きが必要です。



が必要でです。

この転用手続きを行わないと、農地法第四条及び第五条の申請をする際に土地改良区が交付する意見書が添付されないため農地法が許可になりません。

受益地の転用をされる場合は、必ず土地改良区・業務課までご相談下さい。

公共事業による転用も改良区との協議が必要です

公共事業によって受益地が転用される場合があります。

事例として、国・県・市道の新設・拡張や公共施設の建設等に受益地を農地転用する事があります。この場合、公共事業では農業委員会への転用申請が免除されるため、土地改良区への協議が提出されない事があります。

組合員の皆様に公共事業による用地買取等の話があった際は、畑総事業の受益地である旨を伝えていただき、併せて土地改良区へ農地転用の協議をして下さい。

組合員資格の変更は得喪通知書を

組合員資格に変更を生じた場合は、土地改良法第四十三条の規定により、組合員資格得喪通知書を速やかに土地改良区に提出することになっております。

この手続きをされないと、賦課金などが変更前の組合員に賦課されたり、経営移譲年金受給の際に確認書類の証明ができなくなります。

得喪通知書の提出が必要な場合とは

- ◎経営移譲年金を受給するとき
◎農地の売買、贈与、交換など所有権を移転したとき

◎経営移譲年金を受給する場合（変更手続きが完了していませんと農業委員会に提出する「諸名義の変更等に関する確認書類」の手続きができません。）
◎農地の売買、贈与、交換等の所有権を移転した場合 <様式-1>

Form for 'Notice of Change of Membership Qualification' (様式-1) with fields for name, address, and date.

◎農地を農地以外に変更した場合（農地転用） <様式-2>

Form for 'Notice of Change of Membership Qualification' (様式-2) with fields for transfer details and date.

- ◎農地を農地以外に変更するとき（農地転用）

なお、通知書は市担当課・土地改良区に用意してあります。

また、土地改良区のホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

特別賦課金について

繰上償還するには

毎年九月初旬に、特別賦課金（工事負担金）を賦課しておりますが、組合等の希望により繰上償還を行う事が出来ます。

つきましては申請書に記入の上改良区へ提出して下さい。

なお、一部出来ない場合もありますので、必ず問い合わせの上、提出下さるようお願いいたします。

当該年度の申請締め切りは、毎年六月末日までとなっております。

賦課金の納入のお願い

特別賦課金は、九月末日に口座より引き落とし致しますので、必ず口座に賦課金額を納入されますようお願い致します。

もし口座引き落としされない場合は、振込による方法となり、振込手数料が掛かることとなりますのでご注意ください。